

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・ IT ツール等を活用した情報共有・可視化による業務効率化を行う
社内での情報共有やコミュニケーションを円滑化していく
機械での加工自動化
- ・ 取引先との連携による事業活動等を通じて、サステナビリティに基づく価値創出に努める
廃棄物を減らし、リサイクルに一人ひとりが心掛ける
職場環境の整備（駐車場・水回りの整備・社内の整理整頓）
ものづくり改革活動など人材育成活動を推進する
取引先の生産工程の低炭素化に向けて技術協力など支援する
- ・ 環境に配慮した輸送方法に取り組むよう心掛ける
梱包方法の見直し
環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から、優先的に材料の調達を行う

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。
- ・毎日の朝礼時に行う理念の唱和を通じて、従業員への理念新党に向けた教育を徹底します。

2023 年 4 月 28 日

有限会社 伊藤製作所
企 業 名

代表取締役 伊藤 裕輔
役職・氏名（代表権を有する者）